

舞 鶴 債 第 3 号
平成 28 年 6 月 1 日

舞鶴市議会議長
桐 野 正 明 様

舞鶴市長 多々見 良 三
(公 印 省 略)

債権の放棄について
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成 25 年条例第 12 号)第 6 条の規定により放棄した債権について、同条例第 7 条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

	名称	件数	金額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備考
1	同和更生資金貸付金	1件	48,952円	債務者所在不明 (条例第6条第1号 ア該当)	平成28年 3月31日	市民文化環境部 人権啓発推進室 啓発推進課	
2	夏期歳末くらしの 資金貸付金	1件	70,000円	債務者免責 (条例第6条第4号 該当)	平成28年 3月31日	福祉部福祉企画 課	
合計		2件	118,952円				

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。